

監査公表第525号

平成16年11月4日監査公表第509号において公表した平成16年度定期監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により京都市長から通知があったので、次のとおり公表します。

平成17年11月17日

京都市監査委員 田 中 セツ子
同 小 林 昭 朗
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

平成16年度定期監査（工事）結果に対する措置状況

（環境局－1）

監 査 の 結 果
設計書における設計計上数量の數位については、土木工事標準積算基準書による数値基準に基づくこととされているが、これに従った數位となっていないものがあつた。 適正な積算を行うよう改められたい。 （北部クリーンセンター整備事業土木造成（その1）工事）

講 じ た 措 置
設計書における設計計上数量の數位については、土木工事標準積算基準書による数値基準に基づく數位を用いるとともに、積算基準の内容の確認を徹底し、適正な積算を行うよう平成17年1月17日付け「設計積算業務等における留意事項について」により施設部内土木関係職員に周知した。

(環境局－２)

監 査 の 結 果

土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）では、請負者は工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、財団法人日本建設情報総合センターに登録することとされているが、その登録に当たっての登録費用を設計書に積上げ計上していなかった。

適正な積算を行うよう改められたい。

(京都市東部山間埋立処分地進入道路維持補修工事)

講 じ た 措 置

土木工事を設計する場合、工事实績情報登録費用を設計書に計上し、適正な積算を行うよう平成17年1月17日付け「設計積算業務等における留意事項について」により施設部内土木関係職員に周知した。

(環境局－３)

監 査 の 結 果

工事請負契約書（以下「契約書」という。）では、設計図書の変更内容を書面をもって請負者に通知し、設計内容を変更することができることとされているが、変更内容について書面を作成していないものがあつた。

設計内容の変更に当たり、書面を作成するよう改められたい。

(水垂埋立事業拡張地締切工事ほか)

講 じ た 措 置

設計内容の変更に当たっては、書面を作成し、請負者へ通知するよう平成17年1月17日付け「設計積算業務等における留意事項について」により施設部内土木関係職員に周知した。

(環境局－４)

監 査 の 結 果

前金払をすることができる工事であるにもかかわらず、前金払をしないものとして補正を行うなど、不適切な積算を行っていた。

適正な積算を行うよう改められたい。

(南部クリーンセンター整備工事

ただし、第一工場焼却施設等整備工事ほか)

講 じ た 措 置

前金払をすることができる工事については、前金払を行うことを必ず仕様書に明記することを平成17年1月11日付け「設計業務における留意点について」により施設整備課関係職員に周知した。また、前払補正に係る共通費の算出に当たっては、共通費算出基準に合致していることの確認を徹底し、適正な積算を行うよう改めた。

(環境局－５)

監 査 の 結 果

電気設備工事の共通費の算出に当たり、機械設備工事の共通費積算基準で算出を行ったため過小積算となっていた。

適正な積算を行うよう改められたい。

(京都市水垂排水機場整備工事 ただし、電気設備工事)

講 じ た 措 置

共通費の算出に当たっては、工事種別に見合った共通費積算基準を用いるとともに、積算基準の内容を確認し、適正な積算を行うよう平成17年1月11日付「設計業務における留意点について」により施設整備課関係職員に周知した。

(環境局－6)

監 査 の 結 果

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」では、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込みなどについて、京都市長への通知及び計画に係る発注者への説明に関する書面の交付が規定されているが、その通知等がされていなかった。

適正な施工管理を行うよう改められたい。

(水垂埋立事業拡張地締切工事)

講 じ た 措 置

京都市長への通知については、平成17年1月17日付け「設計積算業務等における留意事項について」により書面をもって行うよう施設部内土木関係職員に対し周知した。

また受注者に対して、計画に係る発注者への説明に関する書面の交付を行うよう指導徹底し、適正な施工管理を行うよう改めた。

(環境局－7)

監 査 の 結 果

共通仕様書では、請負者は工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、受注時、変更時及び完成時にはそれぞれの時点から10日以内に、財団法人日本建設情報総合センターに登録することとされているが、受注時及び変更時の登録を遅延していた。

適正な施工管理を行うよう改められたい。

(水垂埋立事業拡張地締切工事ほか)

講 じ た 措 置

仕様書に基づき、財団法人日本建設情報総合センターの登録期限に遅延することなく、「工事カルテ」を作成及び提出するよう請負者に対して指導することを平成17年1月17日付け「設計積算業務等における留意事項について」により施設部内土木関係職員に周知し、適正な履行確認を行うよう改めた。

監 査 の 結 果

土木設計業務委託共通仕様書では、受注者は測量調査設計業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、受注時、変更時及び完了時にはそれぞれの時点から10日以内に、財団法人日本建設情報総合センターに登録することとされているが、受注時及び完了時の登録を遅延していた。

適正な履行確認を行うよう改められたい。

(北部クリーンセンター整備事業土木造成工事実施設計委託)

講 じ た 措 置

仕様書に基づき、財団法人日本建設情報総合センターの登録期限に遅延することなく、「業務カルテ」を作成及び提出するよう請負者に対して指導することを平成17年1月17日付け「設計積算業務等における留意事項について」によりで施設部内土木関係職員へ周知し、適正な履行確認を行うよう改めた。

監 査 の 結 果

委託契約書によれば、発注者は監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならないこととされているが、書面により通知していなかった。

監督員を置いたときは、書面により通知を行うよう改められたい。

(水垂排水処理施設運転維持管理委託)

講 じ た 措 置

監督員を置いたときには、業務受託者に対し書面により通知を行うよう、平成17年1月14日に埋立事業管理事務所内関係職員による会議を開き、周知した。

(都市計画局－1)

監 査 の 結 果

特記仕様書では、請負者は工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、受注時、変更時及び完成時にはそれぞれの時点から10日以内に、財団法人建設情報総合センターに登録することとされているが、受注時の登録を遅延していた。

適正な施工管理を行うよう改められたい。

(小倉山特別保存地区内施設整備工事)

講 じ た 措 置

平成17年1月7日の古都保存担当会議において、請負者に対して、仕様書に基づき、財団法人建設情報総合センターの登録に遅延することなく、「工事カルテ」を作成及び提出するよう指導していくことを周知徹底し、適正な施工管理を行うよう改めた。

(都市計画局－2)

監 査 の 結 果

業務委託契約書では、受注者は土木工事共通仕様書など設計図書に定めるところにより、作業の状況等について発注者に書面による報告をしなければならないこととされているが、書面による報告をしていなかった。

作業状況等について、書面により報告するよう改められたい。

(古都特別保存地区内維持管理作業委託)

講 じ た 措 置

平成17年1月7日の古都保存担当会議において、作業状況等について、受注者から書面による報告を必ず受けるよう周知徹底した。

(教育委員会－１)

監 査 の 結 果

設計書における設計計上数量の数位については、土木工事標準積算基準書による数値基準に基づくこととされているが、これに従った数位となっていないものがあった。

適正な積算を行うよう改められたい。

(京都市立深草小学校外構整備工事ほか)

講 じ た 措 置

監査結果に対する今後の措置については、平成16年11月1日の担当者会議において協議、確認し、各担当者に周知するとともに、確認事項を所属長に報告し周知徹底を図った。

積算については、設計、積算時の照査を複数で行うこととし、チェック体制の強化を図り、数値基準に基づく設計計上数位となるようにした。

(教育委員会－２)

監 査 の 結 果

全天候走路工のアスファルト舗装の設計及び積算について、現場条件等を考慮して機械による施工で積算すべきところを、人力施工にて積算されていた。

適正な設計及び積算を行うよう改められたい。

(京都市立桂川中学校運動場改修工事)

講 じ た 措 置

設計、積算については、平成16年11月1日の担当者会議において、設計、積算時の照査を複数で行うこととし、チェック体制の強化を図り、適正な設計及び積算となるようにした。

(教育委員会－3)

監 査 の 結 果

契約書では、工期及び請負代金額の変更について、甲乙協議して定めることとされているが、その協議開始の日について書面を作成せず請負者に通知していた。

工期及び請負代金額の変更の協議に当たり、書面を作成するよう改められたい。

(京都市立深草小学校外構整備工事ほか)

講 じ た 措 置

工期及び請負代金額等の変更については、契約書に基づき書面により通知するよう定められているため、平成16年11月1日の担当者会議において、「請負代金額の変更等（協議開始日）通知書」を作成し、通知するよう周知徹底を図った。

(教育委員会－4)

監 査 の 結 果

当該工事は総価契約であり、設計図書の変更等契約に定められた事由がない限り請負代金額の変更はしてはならないとされているが、使用材料の単価を変更して請負代金額を増額変更していた。

契約書に基づき、適正な設計変更を行うよう改められたい。

(京都市立安朱小学校プール改修工事)

講 じ た 措 置

請負代金額の変更に当たっては、平成16年11月1日の担当者会議において、設計、積算時の照査を必ず複数で行うこととし、チェック体制の強化を図り、契約書に基づいた設計変更となるようにした。

(教育委員会－5)

監 査 の 結 果

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」では、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込みなどについて、京都市長への通知に関する書面の交付が規定されているが、その通知がされていなかった。

適正な施工管理を行うよう改められたい。

(京都市立月輪中学校外構緑化整備工事ほか)

講 じ た 措 置

京都市長への通知については、平成16年11月1日の担当者会議において、監督員は工事関係提出書類チェックリスト（改訂版）により確認を行い、工事着手前に書面で提出するよう周知徹底した。

なお、工事関係提出書類チェックリスト（改訂版）は、従来のリストを監査の指摘により見直したものである。

(教育委員会－6)

監 査 の 結 果

共通仕様書では、請負者は工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、受注時、変更時及び完成時にはそれぞれの時点から10日以内に、財団法人日本建設情報総合センターに登録することとされているが、受注時及び完成時の登録を遅延していた。

適正な施工管理を行うよう改められたい。

(京都市立月輪中学校外構緑化整備工事ほか)

講 じ た 措 置

仕様書に基づく「工事カルテ」の登録については、平成16年11月1日の担当者会議において、監督員は工事関係提出書類チェックリスト（改訂版）により確認を行うとともに、登録の遅延がないよう請負者に対する指導を強化することを周知徹底した。

(教育委員会－7)

監 査 の 結 果

特記仕様書では、使用する材料について監督員の承諾を得ることとされているが、監督員がその承諾をしていない材料があった。

適正な施工管理を行うよう改められたい。

(京都市立崇仁小学校プール改修工事ほか)

講 じ た 措 置

使用材料の監督員の承諾については、平成16年11月1日の担当者会議において、監督員は工事関係提出書類チェックリスト（改訂版）により確認を行うとともに、特記仕様書に明記した材料は必ず材料確認書を提出するよう請負者に対する指導を強化し、監督員は提出された確認書の承諾を行うことを周知徹底した。

(教育委員会－8)

監 査 の 結 果

共通仕様書では、建設廃棄物の運搬及び処理を委託する場合は、「産業廃棄物収集運搬業許可証」、「産業廃棄物処分業許可証」及び委託契約書の写しを提出することとされているが、その写しを提出していなかった。

適正な施工管理を行うよう改められたい。

(京都市立大宅小学校プール改修工事)

講 じ た 措 置

仕様書に基づく廃棄物運搬処理の委託に伴う許可書及び契約書については、平成16年11月1日の担当者会議において、監督員は工事関係提出書類チェックリスト（改訂版）により確認を行うとともに、その写しを必ず提出するよう請負者に対する指導を強化することを周知徹底した。

監 査 の 結 果

委託仕様書に具体的な業務内容が記載されていないため、適正な積算や履行確認ができていなかった。

委託仕様書は、適正な積算や履行確認ができる内容を記載するよう改められたい。

(建物管理業務委託共通)

(エレベータ保守管理業務委託共通)

講 じ た 措 置

平成17年度発注分から、保守管理する機器のリストや点検・検査内容の項目表を追加するとともに、定期業務や定期点検の回数を追記し、積算に必要な十分な内容を明記した仕様書に改めた。

(監査事務局第一課)